

沖縄空手会館の次期指定管理者公募に係る質問回答

No.	資料名	質問事項	回答
1	「募集要項」P24 指定管理者の業務(1)コ 「業務仕様書」P10 10自主事業(3)	自動販売機の管理について、仕様書では「県が公募した団体が設置する。指定管理者の業務は、県や設置団体との連絡調整を想定している。」と謳われております。 一方で、申請様式第6-1号様式の収入には「自動販売機による収入」の項目がございますが、県が公募、設置するもの以外に指定管理者が設置することも可能との認識でよろしかったでしょうか。可能とする場合、設置場所について検討の余地はございますでしょうか。	申請様式第6-1号は県で統一した様式となっておりますので「自動販売機による収入」の項目が入っておりますが、業務仕様書10頁の「10 自主事業」(3)のとおり「自動販売機については県が公募した団体が設置する」こととなっておりますので、指定管理者による設置は想定しておりません。
2	「募集要項」P3 5自主事業(7) 「業務仕様書」P10 10自主事業(2)	事業計画するにあたって、飲食店、ショップ等の使用範囲においては行政財産使用許可申請が必要でしょうか。 また使用料が発生する場合、現使用範囲における令和7年度分の使用料をご教示いただきたい。 ・飲食店 ・ショップ ・自動販売機	指定管理者が自主事業を実施するにあたっては、行政財産使用許可申請が必要となります。 令和7年度分の使用料は以下のとおりです。 ・飲食店 824, 213円 ・ショップ 271, 895円 ・自動販売機 なし(No.1の回答も参照)
3	「募集要項」P6	募集要項には以下の記載があります。 「イ 指定管理料は次の額を上限とします。県が負担する指定管理料がこの額の範囲内に収まるよう提案してください。収支計画書に記入された5年間の指定管理料の合計が上限額の合計(308,005千円)を上回る金額であった場合は、失格とします。」 また、その下には令和8年度～令和12年度の単年度ごとの指定管理料の上限額が記載されています。 そこで、以下のいずれの解釈が正しいかご教示ください。 1 単年度ごとの指定管理料が上限を超えないこと、かつ、5年間の合計額も上限(308,005千円)を超えないことが条件となる。 2 5年間の合計額が上限(308,005千円)を超えなければ、単年度ごとの指定管理料が上限を超える場合でも、県と協議のうえ支払い可能である。	御提示の2と解して差支えありません(予算措置の関係上、令和8年度の指定管理料の上限額は61, 601千円となります。) 5年間の指定管理料の総額で基本協定書を締結し、各年度の指定管理料については年度協定で別途締結します。

沖縄空手会館の次期指定管理者公募に係る質問回答

No.	資料名	質問事項	回答
4	「募集要項」 P6 8 施設使用料の取扱い、施設管理に要する経費等	次期、指定管理事業を行うにあたり、予め見込める収入についてご教示ください。(自動販売機電気料、(一社)沖縄伝統空手道振興会の利用における光熱水費(家賃は免除)、その他あれば)	あらかじめ見込める収入としては、指定管理料と利用料金収入等が見込まれます。 また、参考までにその他の収入については現指定管理者のR6年度実績によりますと、自動販売機設置の電気料(3台分)95,236円、沖縄伝統空手道振興会からの光熱水費で248,918円となっています。
5	「募集要項」 P10	過去3ヵ年における国税(法人税、消費税及び地方消費税)納税証明書、沖縄県納税証明書(全税目)及び所在市町村納税証明書(全税目)とありますが、こちらは未納証明書でも可能でしょうか。	募集要項7頁の「9 応募資格要件」(1)イにおいて、「国税及び地方税の滞納がないこと。」とされていますので、未納(滞納)がないことがわかる証明書でも可とします。

沖縄空手会館の次期指定管理者公募に係る質問回答

No.	資料名	質問事項	回答
6	「募集要項」 P13 15 指定管理者の留意事項	満足度アンケートについて、その手法と回答者の属性、サンプル数等についてご教示いただきたい。(2年度以上希望(R5、R6年度等))	道場施設、展示施設(資料室)ごとにアンケートを実施しております。 実施方法については、利用者に対し窓口等で依頼しており、属性については国外・県外・県内別、年代別となっております(詳細については以下のとおり。) ・R5年度 道場施設→回答数:213(国外0.0%、県外11.3%、県内88.7%)(10代9.0%、20代5.7%、30代19.9%、40代30.3%、50代17.1%、60代10.9%、70代以上7.1%) 展示施設→回答数: 76(国外0.0%、県外41.3%、県内52.0%)(10代27.3%、20代10.4%、30代9.1%、40代18.2%、50代10.4%、60代16.9%、70代以上7.8%) ・R6年度 道場施設→回答数:176(国外2.2%、県外11.4%、県内86.4%)(10代71.9%、20代3.6%、30代4.8%、40代10.2%、50代0.6%、60代2.4%、70代以上6.6%) 展示施設→回答数: 116(国外9.5%、県外42.2%、県内48.3%)(10代34.8%、20代10.4%、30代7.0%、40代13.0%、50代14.8%、60代11.3%、70代以上8.7%)
7	「募集要項」 P18 施設・設備・物品等の損傷	現在故障している(修繕が必要な)設備のリストをご提供いただきたい。また、可能ならばいつから壊れているかもご教示いただきたい。	不具合報告が随時あることから、現時点における主な修繕箇所は以下のとおりです。県では予算措置の都合上、緊急性・必要性を踏まえ、優先度が高いものから修繕等を行っており、令和7年10月7日時点においては、下記の箇所の修繕を計画しております。 1 給水管及び送水管バルブ(錆が進行) 2 空調機(結露によるカビ発生対策・除湿装置又は断熱材を検討) 3 中央監視装置(USP本体取替え、データセーブ作業) 4 建物中央監視装置(雨水原水槽警報エラー) 5 建物ひび割れ 6 非常用照明設備の点灯不良 7 玄関アプローチ灯及び庭園灯の点灯不良 8 航空障害灯LEDユニット取替 上記のうち、令和7年度の県負担の主な修繕箇所として1~3を計画しています(いずれも道場施設)。
8	「募集要項」 P18 施設・設備・物品等の損傷	今年度末までの修繕計画についてご教示いただきたい。	

沖縄空手会館の次期指定管理者公募に係る質問回答

No.	資料名	質問事項	回答
9	「募集要項」P18 施設・設備・物品等の損傷	R5及びR6において、1件あたり50万円以内の修繕について、何件(内容、金額等についてもご教示いただきたい)あったのかご教示いただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度 8件 道場施設自動ドア不具合(86,900円)、道場施設事務所蛍光灯不具合(143,000円)、職員出入口自動ドア不具合(245,300円)、正面玄関床破損(864円)、電気室ドア鍵不具合(11,000円)、ワイヤレスマイクの故障(23,000円)、ワイヤレスマイクの故障(22,727円)、控室Aの空調不具合(38,500円) ・R6年度 6件 正面入口内側自動ドア人感センサー不具合(85,800円)、ワイヤレスマイクの故障(22,983円)、消防設備点検不具合報告(498,390円)、ワイヤレスマイクピンマイクの故障(23,040円)、ワイヤレスマイクピンマイクのマイク部分故障(1,980円)、ワイヤレスピンマイク電池カバー不具合(1,980円)
10	「募集要項」P18 施設・設備・物品等の損傷	現在の指定管理者において、追加購入した設備等についてご教示いただきたいことと、次期新たな指定管理事業となった場合、現在の指定管理者が購入した設備等については、(新指定管理事業者が)引き継ぐことで良いか。	現指定管理者が購入した備品等(R6年度は移動式スポーツミラー、草刈りロボットなどを購入。)は、原則として現指定管理者の責任と費用で撤去・撤収することとなっていますが、県と現指定管理者が協議において合意した場合には、新指定管理者へも引き継ぐことができることとなっています。
11	「募集要項」別表1 「業務仕様書」P1 3基本事項(1)オ	募集要項 別表1の業務区分において、「空手に関する資料の管理・整理」が県と指定管理者の双方の業務として記載されています。この点に関連し、学芸員の配置場所(勤務場所)について、指定があるかどうかご教示ください。	原則として特定の勤務場所の指定は行いませんが、展示資料や蔵書資料の問い合わせ対応、燻蒸消毒に係る業務など業務仕様書の記載に則った学芸業務を優先して行うとともに、必要に応じて県と連携していただく必要があります。

沖縄空手会館の次期指定管理者公募に係る質問回答

No.	資料名	質問事項	回答
12	「募集要項」別表1 「業務仕様書」P1 3基本事項(1)オ	学芸員の雇用に関して、勤務形態や雇用条件等に関して、指定があるかどうかご教示ください。	学芸員の雇用形態の指定は行いません。また、勤務条件は展示施設の営業時間中の常駐が望ましいのですが、常駐の人員確保が難しい場合はその限りではありません。その場合、代替案を応募申請時の第6-2号様式の事業計画書(職員の配置計画)に記載してください。
13	「募集要項」別表2	募集要項では、小規模な修繕の負担区分が「20万円未満 → 指定管理者」から「50万円未満 → 指定管理者」へと変更されています。この変更がなされた経緯や背景(例:制度上の改正によるものか、財政上の判断によるものかなど)について、ご教示いただけますでしょうか。 また、開業から8年経過することに伴い、小規模な修繕が多く発生することが見込まれます。実際の運営において、指定管理者が収支計画に見込んでいる修繕費を超過する事態が発生した場合には、県が追加で負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	小規模の修繕であっても迅速な修繕が可能となるように、県の他の指定管理施設の状況も比較のうえ、指定管理料に上乗せして上限額を設定しております。 指定管理制度上、指定管理料の上限額の範囲内で管理運営を実施していただく必要があることから、県が追加で負担することは原則として想定していません。
14	「募集要項」別表2	「施設・設備・物品等の損傷」による小規模修繕について、指定管理者の負担を20万円未満から50万円未満に引き上げた理由についてご教示いただきたい。 併せて、現時点で県および指定管理者が令和8年度以降に見込まれている修繕計画などがあればご教示いただきたい。	小規模の修繕であっても迅速な修繕が可能となるように、県の他の指定管理施設の状況も比較のうえ、指定管理料に上乗せして上限額を設定しております。 令和8年度以降に見込まれる修繕計画についてはNo.7及びNo.8を御参照ください。

沖縄空手会館の次期指定管理者公募に係る質問回答

No.	資料名	質問事項	回答
15	「業務仕様書」 P1 3 基本事項 (1) 職員の配置	現在の指定管理者のスタッフにおける費用について、人件費と委託費でどのような内容になっているのかご教示いただきたい。(常勤スタッフ、学芸員、警備等)	現指定管理者の経営ノウハウに関することであり、提案いただく内容に関わるため、公表している資料(モニタリングシート)以上の詳細内容を提示することはいたしかねます。
16	「業務仕様書」 P1 3基本事項(1) オ	学芸員の配置は、展示施設の営業時間内は常駐が必須でしょうか。展示資料及び蔵書資料の問い合わせ等への対応について、研究・学芸業務は県の学芸員とは展示室案内も含めてどのように区分されるのか伺いたい。	展示施設営業時間内の常駐が望ましいですが、常駐の人員確保が難しい場合はその限りではありません。その場合、代替案を応募申請時の第6-2号様式の事業計画書(職員の配置計画)に記載してください。 指定管理者の学芸員については、展示施設や蔵書資料の問い合わせ対応のほか、燻蒸業務の対応(定期的なトラップ回収など)、資料引き受け時の搬入作業といった、現場での補完的な対応業務を行っていただきます。
17	「業務仕様書」P9 7展示施設維持管理	燻蒸消毒が追加になっており、その中で新たな資料入手時は適宜実施することになっております。現時点で未実施の資料はございますか。ある場合はその数量と今年度で実施されるのか伺いたい。 また、現段階で新たな資料入手がどの程度あるか推測が困難であるため、その場合は実施方法について協議は可能でしょうか。 予算書作成にあたって、ご教示いただけますと助かります。	空手会館では年1～3回程度の資料寄贈が想定され、資料を収蔵庫に搬入するにあたり、二酸化炭素燻蒸を行う必要があります。過年度より未実施の資料が数十点ほど存在していますが、来年度の館内燻蒸にて個別ではなく一括で行うことを予定しています。 いずれの燻蒸においても、実施方法については県との協議の上で行う必要があります。

沖縄空手会館の次期指定管理者公募に係る質問回答

No.	資料名	質問事項	回答
18	「業務仕様書」 P9	定期検査について、当該施設で実施が必須となる検査の種類を、法定点検に加え、条例や県独自で求められるものも含めて一覧でご教示ください。 (例: 建築基準法に基づく定期検査、消防法に基づく設備点検、水質検査など)	法定点検については、各法令に基づき実施する必要があります。参考までに別紙法定点検一覧表を御確認ください。 また、業務仕様書9頁の「7 展示施設維持管理」に記載している博物館相当施設としての点検も実施する必要があります。
19	その他	道場施設での飲食物(弁当、お菓子、ドリンク等)の販売は可能かご教示いただきたい。	道場施設(道場及び鍛錬室)の床は傷がつきやすく水分にも弱いため飲食を御遠慮いただいております。販売については、施設の設置目的や関係法令に従った管理運営を行う必要があるため、県と事前協議をお願いします。
20	その他	売店事業において、オンラインストアでの売上金額についてご教示いただきたい。	現指定管理者の経営ノウハウに関するものであり、提案いただく内容に関わるため、公表している資料(モニタリングシート)以上の詳細内容を提示することはいたしかねます。

沖縄空手会館の次期指定管理者公募に係る質問回答

No.	資料名	質問事項	回答
21	その他	道場施設(道場、鍛錬室、研修室、小会議室)における利用団体数のうち、減免申請の対象となる団体の割合はどのくらいあるのかご教示いただきたい。(2年度以上希望(R5、R6年度等))	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の利用団体(延べ数)は 道場398団体、鍛錬室1,033団体、研修室1,033団体、小会議室645団体 ・令和6年度は利用団体(延べ数)は 道場328団体、鍛錬室1,210団体、研修室1,278団体、小会議室809団体 となっており、そのうち減免を受けた団体(延べ数)は ・令和5年度 道場14団体、鍛錬室…10団体、研修室…19団体、小会議室…10団体 ・令和6年度 道場12団体、鍛錬室0団体、研修室…46団体、小会議室…28団体 となっております。 <p>なお、上記の減免を受けた団体については、現在の沖縄空手会館減免規程に基づき、県(空手振興課)が主催する空手関連の催事としては50%の減額、或いは災害その他指定管理者が必要と認める場合として県と協議のうえ減額又は免除された団体(県(空手振興課)又は県(空手振興課)からの受託事業者)となっています。</p>
22	その他	現在、トヨタのカーシェアリングサービス(豊見城城址沖縄空手会館前ステーション × トヨタシェア)が行われているが、これは自主事業となるのか。豊見城市の事業となるのか。いずれにしても、今件における収支等についてご教示いただきたい。	トヨタカーシェアリングサービスについては、現指定管理者の自主事業ではなく、豊見城市の事業であることから、収支等は把握しておりません。

沖縄空手会館の次期指定管理者公募に係る質問回答

No.	資料名	質問事項	回答
23	その他	指定管理者制度導入施設 モニタリングシート(令和6年度)にある、令和6年度実績の光熱水費の内訳についてご教示いただきたい。	令和6年度モニタリングシート(14頁)にある光熱水費実績(17,559千円)の内訳は現指定管理者のR6年度実績によりますと、 <ul style="list-style-type: none"> ・電気代 12,022千円 ・ガス代 5,208千円 ・水道代 329千円 となっております。
24	その他	施設の維持管理について 沖縄空手会館は敷地面積が38,718㎡と広大であり、近隣の「おきなわ工芸の杜」や旧豊見城城址との境界を接している部分もあると考えられます。 つきましては、指定管理者が管理対象とする区域の範囲と、特に管理の優先度を高い区域についてご教示ください。	指定管理者が管理対象とする区域については、別紙管理区分図を参照ください。 なお、沖縄空手会館の設置目的や関係法令に従った管理運営を適切に行っていただくほか、例えば施設管理区域の景観維持のために雑草除去を行うなどの優先度については、県と協議のうえ対応を行っていただく必要があります。